

○財務省告示第四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年十二月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十八
回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成
十三年法律第七十五号。以下「振
替法」という。）の規定の適用を
受けるものとし、その振替機関は
日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札と同時に行われる入
札であって、財務大臣が各国債

		十 十		九 八				七				ハ			
		イ 一		振 額 最				払 込 金 額							
場 び 札 非 入 価 発		札 競 札 格 行 行		替 単 位		行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 競		行 争 入 札 競 争 行 争		行 争 入 札 競 争 行 争		行 争 入 札 競 争 行 争			
別 債 市 及 入 行 争 格 日		額 上 の 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 銭		の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金		五 万 円		八 十 億 三 千 六 百 一 十 一 億 八 千 三 百 五 十 五 万 円		一 兆 七 千 二 百 五 十 三 億 五 千 二 百 八 十 八 万 円		で 千 六 百 七 十 一 億 円		で 八 十 億 三 千 二 百 万 円	
場 び 札 非 入 価 発	札 競 札 格 行 行	額 上 の 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 銭	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	五 万 円	八 十 億 三 千 六 百 一 十 一 億 八 千 三 百 五 十 五 万 円	一 兆 七 千 二 百 五 十 三 億 五 千 二 百 八 十 八 万 円	で 千 六 百 七 十 一 億 円	で 八 十 億 三 千 二 百 万 円	特 別 計 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	一 兆 七 千 二 百 五 十 三 億 五 千 二 百 八 十 八 万 円	八 十 億 三 千 六 百 一 十 一 億 八 千 三 百 五 十 五 万 円	八 十 億 三 千 六 百 七 十 一 億 円	特 別 計 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	で 八 十 億 三 千 二 百 万 円	

十
三
二

の 経 利 発 競 I 加
払 過 行 争 非 者
込 利 入 入 価 ・
み 子 率 札 格 第

(一) 年 ○ 募 入 九 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{2}{365}$$

十
四
初
期
利
子

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のについて、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金
額に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
に、前記(一)の算式により算
した金額に当該非居住者又は
た金額が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。

平成二十一年六月二十日を
支払期とし、次の算式により
支払金額を支払う。ただし、
支払期が銀行休業日に当た
るときは、銀行休業日に当
たる日を前記(一)の算式に
適用する。

